

利根川下流総合管理所外連絡車賃貸借

見 積 仕 様 書

令和7年6月

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所（以下「機構」という。）が発注する利根川下流総合管理所外連絡車賃貸借（以下「本件」という。）に適用する。

第2節 概要

本件は、機構が管理等業務で使用する連絡車の賃貸借を行うものである。

2-1 納入及び返還場所

（1）茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2

独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所

（2）千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6

独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 利根川河口堰管理所

2-2 賃貸借物件及び数量

普通自動車（ハイブリッド自動車） 2台

但し、新車であること。新古車は認めない。

2-3 履行期間

賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（60ヶ月間）とする。なお、納入日については、受注者と協議のうえ決定するものとする。

2-4 保管場所

2-1に同じ

但し、夏タイヤ及び冬タイヤは受注者において保管するものとする。

2-5 契約範囲

本件の契約範囲は、次のとおりとする。

① 車両の賃貸借（メンテナンス含む）

第3節 一般事項

3-1 諸法令基準等の遵守

受注者は、本件を履行するに際し、関連する諸法令基準等を遵守しなければならない。

3-2 登録手続き等

（1）登録手続き

受注者は、車両納入に伴い必要となる機構の諸手続き（税金、リサイクル費用、自賠責保険、緊急通行車両等申請、ETC申請）を行うこと。

（２） 使用者の名称等

使用者については、下のとおりとする。

区 分	内 容
使用者の氏名又は名称	①独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 ②独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 利根川河口堰管理所
使用者の住所	①茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2 ②千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6

３－３ 賃貸借の種類

賃貸借の種類は、維持管理費を含めたメンテナンスリースとする。

なお、1ヶ月の走行距離は約1,000km（未舗装区間を含む）を見込んでいるが、実際の走行距離にかかわらず賃貸借料金の変動及び精算は行わないものとする。

３－４ 賃貸借に含まれる費用

賃貸借に含まれる費用については、次に掲げるとおりとし、その費用は受注者が負担する。

- ① 登録手続きに要する諸費用
- ② 自動車取得時に取得者に課される税
- ③ 自動車税（賃貸借期間中全額）
- ④ 環境性能割
- ⑤ 自動車重量税（賃貸借期間中全額）
- ⑥ 自賠責保険料（賃貸借期間中全額）
- ⑦ リサイクル料
- ⑧ 車両の納入及び返還に要する費用
- ⑨ ３－６に掲げるメンテナンスに要する費用
- ⑩ 車両の費用
- ⑪ 第４節に掲げる装備品、付属品の取り付けに要する費用
- ⑫ 移動無線機設置・撤去により生じる納入車両の原状回復費用

３－５ 本業務に含まれない費用

次の費用については、本業務に含まないものとし、その費用は機構が負担する。

- ① 自動車保険料（任意保険）

- ② 燃料代
- ③ 移動無線機設置・撤去費用

3-6 メンテナンス

(1) メンテナンスの実施場所

メンテナンスは受注者が2-1の場所に出張し行うか、または、受注者が納入車両をメンテナンスの実施場所に移動させて行うものとし、メンテナンス終了後は納入車両を2-1の場所に戻すものとする。

なお、2-1の場所以外にてメンテナンスを実施する場合は、可能な限り2-1の場所から近傍にて実施するものとする。

(2) メンテナンス内容

メンテナンスの内容は次に掲げるとおりとし、その費用は受注者が負担する。

- ① 6ヶ月定期点検（6ヶ月毎）
- ② 法定12ヶ月点検（12ヶ月毎）
- ③ 車検（継続検査）
- ④ 故障修理（通常使用の状態で起こりうる故障に対する修理を対象とし、事故を原因とした故障は除く。）
- ⑤ タイヤ交換（シーズンに応じたノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤへの履き替え、消耗度等に応じた新品のタイヤへの交換）（無制限）
- ⑥ ワイパーゴム、ヘッドライト球及びテール球等の消耗品の交換・補充（無制限）
- ⑦ エンジンオイル、オイルエレメント及びブレーキオイル等油脂類の交換・補充（無制限）
- ⑧ バッテリー交換（無制限）
- ⑨ 同等程度の代車提供（但し、履行が2日以上かかる点検、車検時又は故障修理時の場合）

第4節 規格・仕様等

納入車両は標準仕様を満たす新車の国産車（右ハンドル）とし、運転操作、点検、整備が容易であり、かつ、その使用に十分耐えうるものとする。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）の「乗用車」の基準を満たすほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

4-1 車両形状等

- ① 車両形状：コンパクトミニバンタイプ
- ② 変速機：ATまたはCVT
- ③ 駆動方式：2WD
- ④ 車体色：標準仕様塗装色から選定し、契約締結後、受注者と機構が協議して定める。但し、オプションカラー（別途有料）は指定しない。

4-2 寸法・定員

- ① 全長：4,200～4,400mm であること。
- ② 全幅：1,650～1,750mm であること。
- ③ 全高：1,650～1,700mm であること。
- ④ 最低地上高：140mm 以上であること。
- ⑤ 車両重量：1,600kg 以下であること。
- ⑥ 乗車定員：5人
- ⑦ ドア数：5枚（リアハッチ含む）

4-3 エンジン

- ① 総排気量：1,500cc 以下であること。
- ② 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン

4-4 安全装備

- ① エアバッグ（運転席及び助手席）
- ② 衝突被害軽減ブレーキ
- ③ ペダル踏み間違い急発進抑制装置
- ④ 車輪逸脱警報（又は車線維持支援機能）

4-5 装備品

メーカー標準の装備品については、以下に掲げる装備等にかかわらず、全て装備していること。

- ① パワーステアリング
 - ② パワーウィンドウ（全窓）
 - ③ パワードアロック
 - ④ ワイヤレスドアロック
 - ⑤ オートエアコン
 - ⑥ カーナビゲーションシステム
 - ⑦ リヤビューカメラ
- 10.5インチ以上HDディスプレイ、AM/FMラジオチューナー、VICS対応

バックギアに入れたとき、自動的に後方をディスプレイに映すことが出来ること。

⑧ ドライブレコーダー

フロント・リアの2カメラ以上、200万画素以上、SDカードなどの記録媒体により取り出し可能なタイプであること。なお、セットアップ作業及び適合記録媒体を含む。

⑨ 電動格納式ドアミラー

⑩ ETC2.0 車載器

新セキュリティ規格対応。セットアップ作業を含む。

⑪ サイドバイザー（フロント・リア）

4-6 付属品

メーカー標準の付属品については、以下に掲げるものにかかわらず、全て付属していること。

① フロアマット（2列、トランク）

② パンク応急修理キット

③ キーレスキー又はスマートキー（2本、スペア含む）

④ 三角停止表示板

⑤ 発煙筒

⑥ スタッドレスタイヤ（アルミホイール付き4本）

4-7 想定車両

以下のとおりとする。

・トヨタ シエンタ G 2WD 6AA-MXPL10G-MNXQB

第5節 特記事項

発注者は納入車両に移動無線機を取り付けるものとする。

受注者は、移動無線機の取り付けのために発注者が納入車両の車内へ穴開け等を行うことを承諾するものとする。なお、「第3節 3-4 賃貸借費用に含まれる費用⑫」のとおり、移動無線機設置・撤去により生じる納入車両の原状回復費用は受注者が負担するものとする。

第6節 検査

2-1の納入場所において、賃貸借開始時に機構及び受注者立会いのうえ、車両の仕様、外観及び全般的な機能の検査を行い、確認後に引き渡すものとする。

第7節 保証

納入車両の保証期間中は、各製造メーカーが発行する保証書に基づき、運転技術上の欠陥による故障を除き、受注者が無償で調整・修理を行うものとする。

第8節 疑義

契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、機構と受注者が協議のうえ、定めるものとする。

以上